

## 改正

令和 6 年 6 月 21 日 三浦市条例第 13 号

令和 8 年 3 月 24 日 三浦市条例第 9 号

## 三浦市コミュニティセンター条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、三浦市コミュニティセンターの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第 2 条** 市民にコミュニティ形成が日常的に促進される場を提供し、併せて地域文化活動の振興、生涯学習の充実及び福祉の増進を図り、もって豊かな市民生活の形成に資するため、三浦市コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三崎コミュニティセンター	三浦市天神町 4 番 19 号
南下浦コミュニティセンター	三浦市南下浦町上宮田 3258 番地 4

(指定管理者による管理)

**第 3 条** センターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) コミュニティ形成の促進に関する業務
- (2) 地域文化活動の促進に関する業務
- (3) 生涯学習の促進に関する業務
- (4) センターの利用の許可、利用の許可の取消し等に関する業務
- (5) センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用に供するための業務
- (6) センターの施設等の維持管理に関する業務
- (7) その他センターの管理に関して市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

**第 4 条** 指定管理者の指定を受けようとする者は、団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書に、指定管理業務の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。ただし、当該指定の手續の型式その他の事情により特に市長が認める場合には、申請書等の提出を簡略し、又は省略することができる。

(指定管理者の指定の基準)

**第 5 条** 市長は、次に掲げる基準によりセンターの指定管理者として最も適切であると認める者を指定管理者として指定する。

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- (3) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (4) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮するとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 事業計画書に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有していること。
- (6) その他当該指定の手續の型式その他の事情によりセンターの運営に関し市長が必要と認める事項のある場合には、これを満たしていること。

(指定管理者の指定の告示)

**第 6 条** 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の 2 週間前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

**第7条** 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) センターの施設等の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 指定管理業務に係る事業報告に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

(指定管理者の指定の取消し等)

**第8条** 市長は、指定管理者が次のいずれかに該当するときは、第5条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又は経理の状況に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 第5条各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(休館日)

**第9条** センターの休館日は、次のとおりとする。

名称	休館日
三崎コミュニティセンター	12月29日から翌年1月3日までの日
南下浦コミュニティセンター	1月1日から1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。

(開館時間)

**第10条** センターの開館時間は、次のとおりとする。

名称	開館時間
三崎コミュニティセンター	午前9時から午後9時まで
南下浦コミュニティセンター	午前9時から午後10時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

(利用の許可)

**第11条** センターの施設等(附属駐車場を除く。)を専用のため利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に当たり、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

**第12条** 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設等を損壊するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) センターの管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が不相当と認めるとき。

(利用料金)

**第13条** 第11条第1項の規定により利用の許可を受けた者及び南下浦コミュニティセンターの附属駐車場を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

# 資料 1 - 1

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

**第14条** 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

**第15条** 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

(1) 利用者の責めによらない理由により、許可に係るセンターの利用ができないとき。

(2) 指定管理者が認める特別な理由により、許可に係るセンターの利用ができないとき。

(利用の許可の取消し等)

**第16条** 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、センターの利用の許可を取り消し、又はセンターの利用を中止させ、若しくは制限することができる。

(1) 第11条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

(2) 第12条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 虚偽又は不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(4) 利用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。

(5) 許可を受けた目的以外にセンターの施設等を利用したとき。

(6) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(7) 災害その他やむを得ない理由によりセンターの施設等の利用ができなくなったとき。

(8) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

**第17条** 利用者は、センターの利用を終了したときは、直ちに施設等を利用前の原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の許可を取り消され、又はセンターの利用を中止されたときも同様とする。

2 指定管理者は、指定の期間が終了したときは、センターの施設等を直ちに原状に回復しなければならない。第8条第1項の規定により指定を取り消されたときも同様とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

**第18条** センターの施設等を故意又は過失により損壊又は滅失させた者は、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

**第19条** この条例に定めるもののほか、センターの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(令和6年2月規則第2号で、同6年6月28日から施行)

(準備行為)

2 この条例の規定による指定管理者の指定又はセンターの利用に係る処分又は手続は、この条例の施行前にこれを行うことができる。

**附 則** (令和6年6月21日三浦市条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和8年3月24日三浦市条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

# 資料 1 - 1

2 この条例による改正後の三浦市コミュニティセンター条例の規定による三崎コミュニティセンターの指定管理者の指定又は利用に係る処分又は手続は、この条例の施行前にこれを行うことができる。

## 別表（第13条関係）

### 1 センターの利用許可に係る利用料金の上限額

区分	単位	上限額	
三崎コミュニティセンター	大会議室	1 時間	600円
	中会議室	1 時間	300円
	小会議室	1 時間	200円
	談話室 1	1 時間	200円
	談話室 2	1 時間	200円
	料理講習室	1 時間	200円
	和室	1 時間	300円
南下浦コミュニティセンター	多目的ホール	1 時間	600円
	多目的室 1	1 時間	300円
	多目的室 2	1 時間	200円
	調理室	1 時間	200円
	スタジオ	1 時間	200円
	和室	1 時間	200円
	その他の区域（屋内）	1 平方メートル当たり 1 日	20円
	その他の区域（屋外）	1 平方メートル当たり 1 日	10円

### 2 センターの附属設備の利用許可に係る利用料金の上限額

区分	単位	上限額	
三崎コミュニティセンター	調理台	1 台 1 時間当たり	200円
南下浦コミュニティセンター	プロジェクター	1 台 1 時間当たり	300円
	スクリーン	1 台 1 時間当たり	100円
	マイクセット	1 式 1 時間当たり	300円
	調理台	1 台 1 時間当たり	500円
	貸しロッカー（小）	1 区画 1 月当たり	300円
	貸しロッカー（大）	1 区画 1 月当たり	500円
	収納棚	1 区画 1 月当たり	1,000円

### 3 南下浦コミュニティセンターの附属駐車場の利用に係る利用料金の上限額

区分	単位	上限額
南下浦コミュニティセンターを利用する者	1 区画 1 回30分当たり	100円
三浦市図書館南下浦分館を利用する者	1 区画 1 回の利用のうち 1 時間を超える部分について 30分当たり	100円
上記以外の者	1 区画 1 回30分当たり	400円

#### 備考

- 1 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利を目的とする物品の販売、広告、宣伝その他これに類する催しのために利用するときのセンターの利用料金（附属設備の利用料金を除く。）の上限額は、この表に定める額に10を乗じて得た額とする。
- 2 センターの利用許可に伴う利用料金に係る規定について、期間若しくは面積が1月、1日、1時間若しくは1平方メートルに満たないとき、又はその期間若しくは面積に1月、1日、1時間若しくは1平方メートル未満の端数があるときは、それぞれ1月、1日、1時間又は1平方メートルとして計算する。
- 3 南下浦コミュニティセンターの附属駐車場の利用料金については、次のとおりとする。  
（1） 1回の利用時間が30分に満たないとき、又は1回の利用時間に30分の単位に満たない部分があ

## 資料 1 - 1

るときは、それぞれ30分として計算する。

- (2) 社会教育講座その他規則で定める事業に参加するために南下浦コミュニティセンターを利用する場合及び三浦市南下浦出張所においてサービスの提供を受ける場合には、当該利用等に係る時間の附属駐車場の利用料金は、徴収しない。